

# 税の損益分岐点(4)

## ～相続時精算課税制度～

税理士 中根 武

相続時精算課税制度は、65歳以上の親から20歳以上の子に対する贈与税を軽減すると同時にその贈与財産の財産評価を現時点で確定し、相続発生時に他の相続財産と合算して相続税を課税する制度です。また現時点から相続までに発生する収益を移転させる効果もあります。制度導入の背景には、政府の景気対策として若い世代への資産移転を促進する目的がありました。そのために若い世代への資産移転の大きな障害となる贈与税に着目したのです。それは贈与税が相続税の補完税として、相続税の課税逃れを防ぐことに力点が置かれ、相続税に比較して高い税率となっているために生前での財産移転の妨げになっていたからです。

### ● 相続財産が基礎控除以下の場合

相続税の課税対象に含まれるのであれば、メリットがないと考える方も多いと思いますが、はっきりといいくつかのメリットを見出すことが出来ます。一つめは、相続税の基礎控除以下の資産しか持たない家庭の資産移転です。現行の相続税法では、相続ごとに5000万円と法定相続人1人ごとに1000万円の基礎控除があります。配偶者と子供2人の標準的な家庭では、8000万円までの相続財産であれば、相続税は課税されません。しかし、相続税が課税されない家庭でも、贈与をしたときには高い税率で課税されるために、あまり若い世代への資産移転は行われてきませんでした。基礎控除以下の家庭については、2500万円まで無税で資産移転が出来てかつ相続税も課税されないので

### ● 収益の移転

二つめは、相続時精算課税制度による資産移転によって、相続発生までの期間の収益を推定相続人が享受出来ることです。被相続人に蓄積されていた収益が長期間に渡り、推定相続人に移転できることは、とても大きな相続税の節税効果をもたらします。例えば推定相続人の自宅を購入する資金を平成24年に相続時精算課税制度によって2500万円を贈与するとともに1500万円(エコ仕様住宅について)の住宅取得資金の贈与を行うと贈与税がかからずに4000万円の贈与が行うことが出来ます。相続発生までの20年間に、平均3000万円の借入金残高とすると $3000\text{万円} \times 2\% \times 20\text{年} = 1200\text{万円}$ 、また家賃を月15万円とすると $15\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 20\text{年} = 3600\text{万円}$ の経済効果があります。また賃貸住宅を贈与すれば、多くの家賃収入の移転が出来るのです。年間360万円の家賃収入を稼ぐアパートを移転すれば、10年で3600万円、20年で7200万円の収益の移転が出来ます。

### ● キャピタルゲインの移転効果

三つめの効果は、キャピタルゲインの移転です。自社株200株を相続税評価額10万円で評価すると2000万円の贈与になるので、相続時精算課税制度を活用すれば、すべて非課税枠を使い無税で資産移転をすることが出来ます。20年後、自社株が10倍の2億円になって相続が発生した場合、2000万円のままで相続税評価額の計算を行うので、最大で $2\text{億円} - 2000\text{万円} = 1\text{億}8000\text{万円}$ に対する相続税、これも最大 $1\text{億}8000\text{万円} \times 50\% = 9000\text{万円}$ の節税になります。

### ● デメリット

ただしデメリットもあります。相続税評価額2億円の自社株を相続時精算課税制度で贈与すると、 $2\text{億円} - 2500\text{万円} = 1\text{億}7500\text{万円}$ 、そして $1\text{億}7500\text{万円} \times 20\% = 3500\text{万円}$ の贈与税を支払います。20年後に自社株が2000万円まで下落すると $2\text{億円} - 2000\text{万円} = 1\text{億}8\text{千万円}$ 、最大で $1\text{億}8\text{千万円} \times 50\% = 9000\text{万円}$ も相続税を余計に支払うことになります。また相続時精算課税制度を利用しても、民法の相続分としては相続時の資産価値を基準に考えなければならないので、相続税の計算上の話と民法の遺産分割の話をしっかりと区別して、理解することが必要となります。

このように大きなリスクも生じる可能性があるので、必ず相続時精算課税制度を適用する場合には、専門家としっかりと打合せをして慎重に対応する必要があると思います。